

# 第15回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和6年9月2日（月曜日） 開始 13:00 終了 14:30  
会 場 串間市役所3階大会議室

## 出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦  
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫 （4番欠番）  
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘  
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

## 欠席農業委員 0名

## 出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸  
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博  
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎  
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

## 欠席推進委員 0名

## 議事録署名委員 11番 安永 博行、19番 松田 富夫

議事日程	第1	報 告	農地法第18条第6項の規定による届出について
	第2	報 告	農地法第3条の規定による許可書の返上報告について
	第3	議案第 98号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第4	議案第 99号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第5	議案第100号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第6	議案第101号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
	第7	議案第102号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
	第8	議案第103号	農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定・再配分）
	第9	報 告	農業委員会事務局職員の処分について

出席事務局

5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一  
調整係長 内田 葵 主 事 野邊 恵利菜 主 事 谷口 哲平

議長（1番）

ただいまから、第15回農業委員会定例総会を開催いたします。  
本日の出席委員は、『農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名』でございます。  
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

**議事録署名委員の指名**

議長（1番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。  
議事録署名委員は、  
11番 安永 博行 委員  
19番 松田 富夫 委員 をお願いします。

議長（1番）

審議に入ります前に、送付議案書の訂正がありますので、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の訂正をお願いします。  
まず、今回の台風10号襲来の関係で総会日を延期しておりますので、議案書記載の日付を令和6年8月30日から令和6年9月2日に訂正をお願いします。次に12ページの申請番号3番の転用施設欄に着手時期である（令和5年12月）の追記をお願いします。次に申請番号4番の権利欄に賃貸借権とありますが、使用貸借権に訂正をお願いします。次に申請地図面の24ページをお開きください。配置図兼敷地利用計画図の差し替えをお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

**報告：農地法第18条第6項の規定による届出、農地法第3条の規定による許可書返上報告について**

議長（1番）

それでは議案審議に入ります。

まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出、農地法第3条の規定による許可書の返上報告の2件について、事務局より報告をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

今回の合意解約は5件でございます。内容といたしましては、農地売却、耕作者の変更が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思います。以上でございます。

事務局

農地法第3条の規定による許可書の返上について報告いたします。

令和6年2月27日付シレイ第5号にて農地法第3条の規定により許可した案件につきまして、令和6年7月1日に譲渡人及び譲受人の双方から返上届の提出があり、受理しましたので報告いたします。

返上理由につきましては、譲渡人の都合により登記申請に係る書類が用意できないため、返上届が提出されたところであります。以上でございます。

**議案第98号：農地法第3条の規定による許可申請について**

議長（1番）

次に議案第98号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から3番の3件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第98号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番から3番の所有権移転に関する3件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請3件は、6ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7 番委員

議案第 98 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 1 番の所有権移転に関する 1 件でございます。1 番につきましては、渡人は市外在住で申請地を管理できないため受人と売買し、受人は申請地に自家消費野菜を作付けする計画です。受人世帯は毎年飼料用稲や飼料作物を作付けしている畜産農家であり、農業従事状況については、本人が 125 日、妻が 200 日、子供が 200 日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周囲は宅地と山林で農地はありませんが、農薬の使用については地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番号 1 番の所有権移転の 1 件を調査しましたが、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 2 番と 3 番の 2 件について、26 番委員より説明をお願いします。

26 番委員

議案第 98 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 2 番と 3 番の所有権移転に関する 2 件でございます。この 2 件につきましては、受人が同一者ですので一括して報告します。申請地は現在受人が耕作していますが、渡人の要望により売買し、申請地に水稻を作付けする計画です。受人世帯においては毎年水稻と金柑を栽培しており、農業従事状況については、本人が 200 日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は水稻の作付け地帯であります。農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる農道・水路の維持管理等にも協力されるため何も問題ありません。以上、申請番号 2 番と 3 番の所有権移転の 2 件を調査しましたが、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより申請 3 件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請 3 件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第98号、申請3件は許可することに決定いたします。

**議案第99号：農地法第4条の規定による許可申請について**

議長（1番）

次に議案第99号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第99号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は申請番号1番の1件であります。事務局によりまず申請書類の審査において、今回の申請1件は、8ページにあります農地法第4条第6項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、25番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

25番委員

議案第99号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。1番については、申請地は鳥獣被害により耕作困難となったことから申請人が植林に至っており、今後山林として管理したく始末書添付で申請されています。申請地図面の1ページから4ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水についても自然浸透で問題なく、土砂流出等の影響はないと思われま。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請1件について質疑入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請1件を決定してよろしいでしょうか。

( 異議なしの声 )

議長 (1 番)

異議なしということですので議案第 99 号、申請 1 件は許可相当としますが、申請面積の合計が 30 アールを超えますので、農地法第 4 条第 4 項の規定に基づき宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。

**議案第 100 号：農地法第 5 条の規定による許可申請について**

議長 (1 番)

次に議案第 100 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 4 番の 4 件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 100 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、申請番号 1 番から 3 番の所有権移転に関する 3 件と申請番号 4 番の使用貸借権の設定の 1 件であります。まず、申請番号 1 番の農地区分は、10 ページにあります農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロにあります、集団的に存在する農地又は良好な営農条件を備えている農地である「第 1 種農地」に該当します。しかし、申請地は南側の県道の沿道に隣接し、自動車整備工場を建築する申請であるため、施行規則第 35 条第 1 項第 4 号イ「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道又は都道府県道の沿道の区域内に設置されるもの」の不許可の例外に該当しています。次に申請番号 4 番の農地区分は農振農用地ですが、一時転用の申請であるため農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号イ及びロの一時転用であって、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと申間市長より意見書の提出がありますので不許可の例外に該当しております。したがって、事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 4 件につきましては、10 ページにあります農地法第 5 条第 2 項第 1 号・第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号・第 7 号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆さんのご審議をお願いします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、13 番委員より申請番号 1 番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

13 番委員

議案第 100 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 1 番の 1 件でございます。1 番については、建設業・運送業を営んでいる受会社が、新たなる自動車整備業を始めるにあたり、申請地に整備工場を建設したく申請されたものです。申請地図面の 5 ページから 8 ページをお開きください。申請地に隣接する農地はなく、申請地は舗装する計画であり、雨水については、南側の道路側溝に排出し、雑

1 3 番委員

排水についても浄化槽を通して側溝へ排出する計画であるため、転用することにより土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号1番の1件について調査いたしました但、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に2番について、11番委員より説明をお願いします。

1 1 番委員

議案第100号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番の1件でございます。2番については、申請地は耕作困難な土地形状であったことから前所有者が植林に至っており、相続した渡人は市外在住で管理できず、甥にあたる受人へ譲渡するため、始末書添付で申請されています。申請地図面の9ページから14ページをお開きください。申請地に隣接する農地はなく、雨水は自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号2番の1件について調査いたしました但、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に3番について、23番委員より説明をお願いします。

2 3 番委員

議案第100号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号3番の1件でございます。3番については、林業を経営する受会社が杉苗の仮植場が不足しているため申請地を利用したく申請されたものですが、申請地には既に杉苗が植栽されており、農地パトロールで発覚し、申請会社に指導した結果、今回始末書添付で申請されています。申請地図面の15ページから20ページをお開きください。申請地の西側に農地がありますが、申請地より高い位置にあり、雨水も自然浸透で問題なく、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号3番の1件について調査いたしました但、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に4番について、25番委員より説明をお願いします。

2 5 番委員

議案第100号、農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号4番の使用貸借権の設定の1件について説明いたします。4番については、受人は申請地近隣の山林を伐採するため、申請地を木材集積場として3年間貸借し、一時転用したく申請されたものです。申請地図面の21ページから25ページをお開きください。申請地の西側は農地と隣接してありますが、境界から3m間隔を置いて集積箇所には鉄板を敷き、排水は北側の水路に流す計画であるため問題なく、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号4番の

25番委員

1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請4件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請4件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第100号、申請4件は許可相当としますが、2番は申請面積の合計が30アールを超えますので、農地法第5条第3項の規定に基づき宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。また、申請番号1番と3番と4番の3件は、意見を付して県へ副申いたします。

#### **市長部局提案**

議長（1番）

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前に事務局より市からの提出議案の面積・件数等の説明を求めます。

事務局

令和6年8月分につきましては、串間市長より令和6年8月16日付で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。内容につきましては、議案第101号、所有権移転が4件、面積が10,818㎡、議案第102号、利用権設定が3件、面積が7,740㎡でございます。以上でございます。

議長（1番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。



**議案第101号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）**

議長（1番）

議案第101号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号1番から4番の4件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第101号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転は申請番号1番から4番の4件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請4件は、14ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、10番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

10番委員

議案第101号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号1番の1件を報告します。1番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に2番について、7番委員より説明をお願いします。

7番委員

議案第101号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号2番の1件を報告します。2番については、宮崎県農業振興公社を介して行う特例事業一時貸付タイプであります。このすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に3番について、18番委員より説明をお願いします。

18番委員

議案第101号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号3番の1件を報告します。3番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当

18番委員

要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に4番について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第101号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号4番の1件を報告します。4番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより申請4件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請4件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第101号、申請4件は承認し市へ通知いたします。

#### **議案第102号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）**

議長（1番）

次に議案第102号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号1番から3番の3件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第102号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定は申請番号1番から3番の3件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請3件は、14ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たして

事務局

いると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、8番委員より申請番号1番と2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

8番委員

議案第102号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号1番と2番の2件を報告します。この2件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に3番について、22番委員より説明をお願ひします。

22番委員

議案第102号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号3番の1件を報告します。3番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請3件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請3件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第102号、申請3件は承認し市へ通知いたします。

**議案第103号：農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：再配分）**

議長（1番）

次に議案第103号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第103号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分は申請番号1番の1件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、18ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号・第2号・第4号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
ただいまの説明に対しまして、16番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

16番委員

議案第103号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、申請番号1番の1件を報告します。1番においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより申請1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請1件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに、決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第103号、申請1件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

暫時休憩します。

（ 報告書配布 ）

**報告：農業委員会事務局職員の処分について**

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいま事務局より配布されました農業委員会事務局職員の処分についてであります。串間市長より8月27日付けで通知があり、該当職員へ発令しましたので事務局より報告させます。

事務局

串間市長より「串間市職員の分限及び懲戒審査委員会の結果報告について（令和6年8月27日付）」が通知され、審査結果のとおり承認し、令和6年8月29日付けで職員に対し嚴重注意を行ったため報告します。以上でございます。

議長（1番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。以上を持ちまして、第15回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和6年9月2日

1 番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

1 1 番 安永 博行

1 9 番 松田 富夫